

確認書類追加貼付け用紙

氏名

■ 個人番号確認書類

マイナンバーカード	マイナンバー通知カード	個人番号記載の住民票
個人番号は裏面に記載されています。	令和 2 年 5 月 25 日のマイナンバー通知カード廃止に伴い、現在は通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、通知カードを個人番号確認書類として利用できます。	自治体により書式が異なります。 個人番号欄が『省略』となっていないことを確認してください。

※ 個人番号確認書類は、上記 3 種類のいずれかをご確認ください。

■ 本人確認書類

運転免許証、健康保険資格確認書、年金手帳 いずれかのコピー
個人情報保護のため、基礎年金番号、保険者番号や被保険者番号が記載されている書類の写しを提出される場合は、該当の箇所を黒く塗り潰す対応をしてください。
健康保険証は 2025 年 12 月 2 日以降、ワンストップ特例申請の本人確認書類としては利用できません。

確認書類貼付 (1. もしくは 2. のいずれかを重ならないよう貼り付けてください)

1. マイナンバーカード（表裏）のコピー

2. マイナンバー通知カードもしくは個人番号記載住民票 + 本人確認書類（顔写真付きではない場合は 2 種類貼付）

貼り付け位置

貼り付け位置